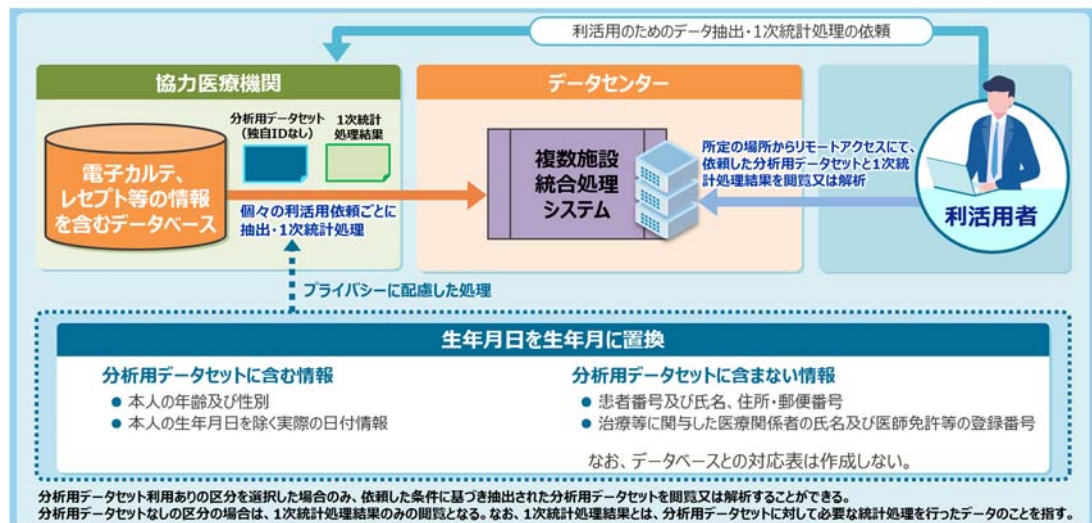


MID-NET[®]における情報の取り扱い

MID-NET[®]では、参画している医療機関を受診された皆様の電子カルテやレセプト等のデータを、医薬品の安全対策等の調査や研究に利活用します。そこで、情報の取り扱いについては、医療機関を受診された皆様のプライバシーに配慮した上で次のような対応を行っています。

MID-NET[®]で利活用者が利用できるデータは、本人の名前、住所及び患者番号の削除や、生年月日の情報を生年月日に置換する処理が実施されており、この処理においてデータベースとの対応表は作成されないため、基本的に個人を識別できるものではありません（下図参照）。



また、MID-NET[®]は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成 14 年法律第 192 号）第 15 条に基づき運営するものであることから、法律の規定上は、MID-NET[®]における情報の収集、提供及びその利活用にあたって、あらかじめ本人の同意を得ることは必要とされていません。

しかしながら、MID-NET[®]では機微な情報を取り扱うことに十分に配慮し、次の対応を行っています。

- 医療機関において、診療情報の利用目的を掲示などにより公表する。また、本人が自身の診療情報が利用されることを拒否する機会を確保する
- PMDA において、利活用状況に関する情報公開を行う

さらに、MID-NET[®]の利活用者に対しては次のようなルールを課しています。

- 利用目的や利用環境について事前に審査を受けなければならない
- 限られた場所でのみデータの閲覧や解析を行うことができない
- 結果を公表する際、患者数の集計値が少数の部分はマスクしなければならない